

富山県建築士事務所の処分基準

平成19年10月22日制定

平成28年1月4日改正

(目的)

第1条 この基準は、知事が建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項または第2項の規定に基づき、建築士事務所の開設者を処分（文書による注意を含む。以下同じ。）する場合において、その処分を公正かつ適切に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 一 「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- 二 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- 三 「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- 四 「文書による注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

(処分基準)

第3条 建築士事務所の監督処分の基準は別表第1のとおりとする。

2 過去に監督処分等（文書による注意にあつては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この基準は、平成19年10月22日から施行する。
- 2 平成18年6月1日制定の「富山県建築士事務所の処分基準」は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

別表第 1

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第26条第 1 項の各号に該当するとき。	登録の取消し
法第26条第 2 項の各号に該当するとき。	
1 第 1 号に該当するとき。	文書による注意、戒告又は閉鎖
2 第 2 号に該当するとき。	
(1) 法第23条の 4 第 2 項第 1 号に該当するとき。	
① 法第 8 条第 1 号に該当するとき。	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
② 法第 8 条第 2 号に該当するとき。	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
(2) 法第23条の 4 第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当するとき。	(1)に準じた処分
3 第 3 号に該当するとき。	文書による注意、戒告又は閉鎖
4 第 4 号に該当するとき。	管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分
5 第 5 号に該当するとき。	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告又は閉鎖
6 第 6 号から第 8 号に該当するとき。	戒告又は閉鎖
7 第 9 号に該当するとき。	
(1) 閉鎖命令に違反したとき。	登録の取消し
(2) 法第26条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき。	戒告又は閉鎖
8 第10号に該当するとき。	文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し

備考

- 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消しとする等）。
- 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこと。
- 法第26条第 2 項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者とその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
1 別表第1の基準により文書による注意が相当であるとき。	
(1) 過去に一度処分等を受けているとき。	戒告
(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。	閉鎖
2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。	
(1) 過去に一度処分等を受けているとき。	3月以内の閉鎖
(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。	3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し
3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。	相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し
4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき。	登録の取消し